

令和2年度
第420回 千葉地方最低賃金審議会
議事録

令和2年 8月21日
10:53～11:21
千葉労働局1階会議室

令和2年度
第420回 千葉地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日時 令和2年8月21日（金） 10：53～11：21
- 2 場所 千葉労働局1階会議室
- 3 出席者（委員）
公益委員
大澤委員、鈴木委員、中原委員、下田委員、大竹委員
労働者側委員
高柳委員、太田委員、近藤委員、野田委員、阪口委員
使用者側委員
渡部委員、今関委員、由川委員、稲葉委員、黒岩委員
- 4 議題
 - (1) 千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
 - (2) 千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（審議・答申）
 - (3) 千葉県特定最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (4) 千葉県特定最低賃金専門部会の設置について
 - (5) 今後の審議日程について
 - (6) その他
- 5 配付資料
 - (1) 千葉県最低賃金の改正決定に関する異議申出書（写）
 - (2) 特別小委員会報告書
- 6 議事内容
 - 大澤会長
それでは、定刻前でございますけれど、ただ今より、第420回千葉地方最低賃金審議会を開催いたします。
本審議会は、審議会運営規程第6条第1項ただし書に基づき非公開とさせていただきます。
始めに、事務局から本審議会の成立について報告をお願いします。
 - 北川賃金室長補佐

本日は、公労使すべての委員に出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。

○ 大澤会長

それでは、審議に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。労働者側委員は高柳委員に、使用者側委員は渡部委員にお願いいたします。それと、私、大澤が署名いたします。

それでは、早速、本日の議事に入らせていただきます。議題1の千葉地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出についてでございますが、去る、8月5日に開催しました第419回本審議会において、当審議会が行った千葉県最低賃金の改正についての答申の内容について、千葉県労働組合連合会などから、異議の申出があったとのことですので、始めに、局長から異議申出の取扱いについて諮問を受けたいと存じます。

<異議申出の諮問文を友藤労働局長から大澤会長に手交>

○ 大澤会長

それでは、事務局は諮問文を朗読してください。

○ 林賃金指導官

<諮問文の朗読>

○ 大澤会長

それでは、事務局は異議申出書の内容について、説明してください。

○ 林賃金指導官

異議申出書の内容などについて説明いたします。昨日が異議申出の期限でしたが、千葉県内の3団体「千葉県労働組合連合会」、「市川・浦安地区労働組合連合会」、「自治労連千葉県本部女性部」から異議申出がありました。異議申出書の写しを本日の資料として配付しておりますので御覧ください。では、申出があった順に申出内容の概略について説明いたします。

まず、千葉県労働組合連合会からです。1時間925円に異議があり、全国1,500円一律にすべきと考え、コロナによる経済の落ち込みを回復させるには、大幅引上げが必要である。925円では年収200万円未満のワーキングプアの状態は改善されない。少しでも条件のいい東京都に流出してしまう。東京とは88円の格差で納得できるものではない。

次に市川・浦安地区労働組合連合会からです。925 円では極めて不十分である。コロナ禍の中で、中央審議会が目安を示さない中、2 円の引上げは一定の評価はできる。しかし、全国時給 1,500 円の生計費を考えるならば、極めて不十分である。

次に自治労連千葉県本部女性部からです。千葉県最低賃金は 1 時間 1,000 円以上へ引き上げ、早期に 1,500 円を目指すべきで、全国一律にすべきである。925 円では年収ベース 200 万円には届かず、自治体に働く非正規職員の生活改善につながるものではない。

申出の概要は以上になります。

○ 大澤会長

ただ今、事務局から異議申出書の内容等について、説明を受けましたが、これについて何か質問がございますか。

○ 一同「ありません」の声

○ 大澤会長

質問がないようでしたら、この異議の申出についていかが取り計らいましょうか。皆様の意見を頂戴したいと存じます。

○ 高柳委員

この内容については、今まで議論してきた内容となっております。特に、全国一律 1,500 円については、中央の議論ということになってきますので、地方では取り上げる必要はない。

したがって、これまで審議してきた内容で結構だと思います。

○ 渡部委員

承っておきますけれども、今回の最低賃金の引上げについては、労使に公益が加わっていただいて、真摯な討議を重ねた上での結論ですので、この異議に対して改めて審議する必要はないということです。

○ 大澤会長

ただ今、労働者側、使用者側から意見をいただきました。

今回、異議申出がありました。十分審議を尽くした上での決議でございます。したがって、8 月 5 日の、千葉県最低賃金の改正決定についての答申のとおり、決定することが適当である旨を本日答申したいと存じますが、いかがでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤会長

それでは、皆様の御賛同をいただきましたので、令和2年8月5日付け、答申どおり決定することが適当である旨を答申したいと存じます。

それでは確認のため、事務局から答申文の案を各委員に配付の上、朗読をお願いします。

<答申文（案）配付>

○ 林賃金指導官

<答申文（案）朗読>

○ 大澤会長

それでは、私から局長に答申文をお渡しします。

<大澤会長から友藤労働局長に答申文を手交>

○ 友藤労働局長

ただ今、答申をいただきましたので、一言御礼を申し上げます。

本日は、千葉県最低賃金の改正決定に係る異議申出について御審議いただき、誠にありがとうございました。

ただ今、8月5日付け答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきました。

本答申を受けまして、千葉県最低賃金の改正決定を行い、本年10月1日発効に向けて手続を進めていきたいと思っております。また、改正額の周知徹底と履行確保に努めて参ります。

本年度の千葉県最低賃金の審議につきましては、本日をもって終了いたします。非常に今年は難しい状況ではありましたが、委員の皆様方の多大な御尽力をいただきまして、心より感謝申し上げます。

今後につきましては、特定最低賃金について、御審議をお願いすることとなります。委員の皆様におかれましては、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○ 大澤会長

続きまして、議題2の千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についてになります。

特定最低賃金につきましては、去る8月3日の第418回審議会において、改正決定の必要性の有無についての諮問がなされ、8月5日及び6日に特別小委員会が開催されました。特別小委員会での審議結果の報告でございますが、事務局から改正申し出のあった7業種について、受理要件に問題はなかったとの報告がありました。

そして、改正の必要性の有無について審議しましたところ、資料No.2の特別小委員会報告書のとおり、7業種のうち、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、各種商品小売業及び自動車新車小売業の5業種につきましては、全会一致には至りませんでしたので、改正の必要性有りとする事ができないという結論に達しました。

一方、鉄鋼業及び電気機械器具製造業の2業種については、改正の必要性有りと認めました。

以上、特別小委員会運営規定第10条に基づきまして、報告申し上げます。この報告を踏まえて、今一度、審議会としての意見を伺いたいと存じます。

それが、千葉県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無についての審議・答申ということになります。

では、もう一度このことについて、使用者側の意見をお伺いしたいと思えます。

○ 渡部委員

審議会を経て審議を重ねた結果、鉄鋼業と電気機械器具製造業については、改正の必要性有り、残りは改正の必要有りとはできないとの結論に達しました。その決定事項を遵守したい。

○ 大澤会長

続きまして、労働者側の意見をお伺いいたします。

○ 高柳委員

この中身については、特別小委員会の中で、十分議論させていただきました。残念ながら、必要性なしというところが、5業種でありましたけれども、できることであれば、それぞれの担当している業種の方の話合いができれば一番いいことではあります。今回はこのとおり受け止めていきたいと思っております。

○ 大澤会長

本日、特別小委員会の報告を受け、改めて審議会の場合において労使それぞれの意見を伺いましたが、5業種については、全会一致の結論を得ることはできませんでした。2業種については、全会一致の結論を得ました。

特定最低賃金の改正の必要性については、全会一致が求められています。このため、改正の申出のあった7業種のうち、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、各種商品小売業及び自動車新車小売業については、全会一致でないことから、必要性有りとすることはできない、鉄鋼業及び電気機械器具製造業については、改正決定の必要性有りという審議会の答申となります。

それでは、事務局は答申文案を準備して、各委員に配付してください。準備のためしばらくお待ちください。

<答申文（案）配付>

- 大澤会長
答申文の朗読をお願いします。
- 林賃金指導官

<答申文（案）朗読>

- 大澤会長
ただ今の内容で、局長に答申したいと思います。

<大澤会長から友藤労働局長に答申文を手交>

- 大澤会長
続きまして、議題3、千葉県特定最低賃金の改正決定について、諮問に移ります。
ただ今、鉄鋼業及び電気機械器具製造業について、改正決定することを必要と認めるという答申を行いましたので、この2業種の特定最低賃金の改正決定について、局長から諮問がなされますので、諮問をお受けしたいと存じます。

<友藤労働局長から大澤会長に諮問文を手交>

- 大澤会長
ただ今、諮問を受けましたので、事務局から諮問文の写しを各委員に配付

して下さい。

<諮問文（写）配付>

- 大澤会長
それでは、確認のため、事務局は諮問文の朗読をお願いします。
- 林賃金指導官

<諮問文朗読>

- 大澤会長
続きまして、議題4、千葉県特定最低賃金専門部会の設置についてに移ります。
ただ今、2業種の改正決定について諮問を受けましたので、この後、2業種の専門部会を設置し、審議を行うこととなります。この後の事務手続について、事務局から説明を受けたいと思います。
- 北川賃金室長補佐
始めに、特定最低賃金の専門部会委員の委員任命に関して説明いたします。専門部会の労働者代表委員と使用者代表委員を任命するに当たりましては、最低賃金審議会令の規定により、関係労働組合、関係使用者団体に対して、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求める公示を行う必要がございます。
したがいまして、9月11日を推薦期限として、本日推薦の公示を行うこととします。以上です。
- 大澤会長
続きまして、関係労使からの意見聴取について、事務局から説明してください。
- 林賃金指導官
関係労使からの意見聴取の公示について説明します。最低賃金法第25条第5項の規定により、審議会が最低賃金の改正決定について調査審議を行う場合においては、関係労使の意見を聴くものされております。また、最低賃金法施行規則第11条第1項の規定により、関係労使の意見を聴く旨と、意見を述べようとする労使は一定の期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を、公示するものとされております。公示は諮問後できるだけ早い時期に行い、公示期間は3週間程度とされておりますので、9月11日を期限として、本日、千葉労

働局の掲示板に公示する予定にしております。

- 大澤会長
ただ今の説明に関し、何か質問はありませんか。
- 一同「ありません」の声
- 大澤会長
続きまして、議題5の今後の審議日程について、事務局から説明があるとのことですので、準備をしますのじばらくお待ちください。

<日程表配付>

- 村山賃金室長
事務局から今後の特定最低賃金審議に関する審議日程につきまして、説明申し上げます。
2業種について、お手元にお配りした日程で、特定最低賃金専門部会を開催していただくこととなります。
なお、特定最低賃金の審議に当たっては、7月6日開催の第417回本審議会において、専門部会の決議が全会一致の場合に、審議会令第6条第5項を適用するとの、決議をいただいているところでございます。
特定最低賃金においては、全会一致により決定していただきたいと考えておりますが、万が一、全会一致が得られない事態が生じた場合には、本審議会を設定する必要が生じます。
そこで、委員の皆様には大変お忙しい中恐縮でございますが、全会一致が得られない場合には、10月14日水曜日午後2時開会、場所は千葉労働局1階会議室として、第421回本審議会の開催をお諮りいたします。2業種が専門部会において全会一致となった場合は、10月14日の第421回本審議会は開催の必要がないことを申し添えます。
なお、公示により異議の申出を受けることになり、異議があった場合は、11月6日金曜日、午前10時から第422回審議会を開催することとなります。説明は以上でございます。
- 大澤会長
ただ今、事務局より、特定最低賃金の発効日に関して、12月25日を確保するために、10月14日水曜日、午後2時から本審議会を設置したいとのことですが、いかがいたしましょうか。

- 一同「異議なし」の声

- 大澤会長
では、10月14日午後2時から本審議会を設置することにいたします。
また、異議が出れば11月6日午前10時から第422回本審議会を開催することとなりますので、日程の確保をお願いします。
その他として、事務局から何かございますか。

- 村山賃金室長
2点、説明いたします。
1点目ですが、全国の地域別最低賃金の改正状況につきまして、説明させていただきます。令和2年度の全国の答申状況につきましては、席置の資料としてお配りしております。
引上額は、据え置きが6局、1円が17局、2円が14局、3円が9局となっております。
また、審議状況としましては、全会一致が13局です。
本日、千葉県最低賃金に係る異議申出について答申いただきましたので、これから官報公示手続を行いまして、10月1日発効へと進めてまいります。
続きまして、2点目としまして、業務改善助成金について説明いたします。
席置資料で、青いリーフレットを置かせていただきました。こちらを御覧ください。業務改善助成金は、一定の設備投資による生産性の向上を実現し、併せて事業場内の最低賃金の引上げを図ることによって、労使が置かれている現下の困難な状況の改善に資するものであります。
今年度は、支給要件のうち、事業場規模を30人以下から100人以下に拡大し、助成上限額を100万円から450万円に引き上げ、納税証明書等の添付書類の削減等を図ることにより、より申請しやすい形に改善されております。
なお、千葉局における業務改善助成金の昨年度の申請件数は10件でした。本年度は現在まで3件となっております。申請に関する相談は、リーフレットの裏面にあります、千葉働き方改革推進支援センターで対応しております。今後、賃金室では、業務改善助成金の活用を積極的に周知することとしておりますので、委員の皆様におかれましても、是非周知に御協力いただきたいと思います。
説明は以上でございます。

- 大澤会長
質問等ございませんでしょうか。

○ 一同「ありません」の声

○ 大澤会長

なければ、審議を終わりたいと思います。

今回をもちまして、令和2年度の千葉県最低賃金改正に係る審議のすべてが終了しましたので、前回承認いただきましたとおり、本日をもって千葉県最低賃金専門部会を廃止することといたします。専門部会の委員の皆様には大変御苦勞をおかけしました。千葉県最低賃金の改正決定に向けて、御尽力をいただきましたことにつきまして、改めて厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会といたします。